

亀山市告示第49号

亀山市地域まちづくり交付金交付要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井義之

亀山市地域まちづくり交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、市が地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に対する支援として行う交付金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付金の名称)

第2条 この告示により交付する交付金の名称は、亀山市地域まちづくり交付金（以下「交付金」という。）という。

(交付金の交付対象者)

第3条 交付金の交付対象者は、亀山市地域まちづくり協議会条例施行規則（平成28年亀山市規則第7号。以下「規則」という。）別表左欄に掲げる協議会とする。

(交付金の交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費は、協議会が実施する条例第5条に掲げる事業及び協議会の事務に要する経費のうち市長が必要と認めるものとする。

(交付金の限度額)

第5条 交付金の額は、別表に定めるところにより算出した額の合計額を限度とする。

(交付金の交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする協議会（以下「申請者」という。）は、亀山市地域まちづくり交付金交付申請書（様式第1

号)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付金の交付を決定し、亀山市地域まちづくり交付金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付金の交付の決定に必要な条件を付することができる。

(交付金の交付請求)

第8条 交付金の交付の決定を受けた協議会(以下「交付決定者」という。)は、交付金を請求しようとするときは、亀山市地域まちづくり交付金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 交付決定者は、市長が指定する期日までに、当該交付決定に係る事業の実施状況を報告しなければならない。

(実績の報告)

第10条 交付決定者は、当該交付決定に係る事業が完了したときは、亀山市地域まちづくり交付金実績報告書(様式第4号)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付金の額を確定し、亀山市地域まちづくり交付金交付確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。

- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) 交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) その他市長が交付金の交付を不相当と認めたとき。
(基金の設置等)

第 1 3 条 協議会は、後年度において実施する事業の財源を計画的に確保するため、基金を設置し、第 3 項の規定による承認を受けた日の属する年度からその翌々年度までの間に限り、交付金の一部を積み立てることができる。

2 前項の規定により基金を設置しようとする協議会は、亀山市地域まちづくり交付金基金設置申請書（様式第 6 号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、基金の設置を承認し、亀山市地域まちづくり交付金基金設置承認書（様式第 7 号）により前項の申請書を提出した協議会に通知するものとする。

4 前 2 項の規定は、基金の内容を変更し、又は積立てを中止しようとする場合において準用する。この場合において、第 2 項中「前項の規定により基金を設置しようとする」とあるのは「次項の規定により承認を受けた」と、「亀山市地域まちづくり交付金基金設置申請書（様式第 6 号）」とあるのは「亀山市地域まちづくり交付金基金変更・中止申請書（様式第 8 号）」と、前項中「基金の設置」とあるのは「基金の内容の変更又は積立ての中止」と、「亀山市地域まちづくり交付金基金設置承認書（様式第 7 号）」とあるのは「亀山市地域まちづくり交付金基金変更・中止承認書（様式第 9 号）」と読み替えるものとする。

5 市長は、前項の規定により準用する第 3 項の規定による基金の積立ての中止を承認したときは、当該中止を承認した協議会に対し、期限を定めて、中止までの間に積み立てられた基金の総額の返還を命ずるものとする。

(基金事業)

第 1 4 条 前条第 3 項の規定による承認を受けた協議会は、当該基金の積立てが完了した年度の翌年度に、当該基金を財源とする事業（以下「基金事業」という。）を実施し、完了させるものとする。

2 基金事業が完了した協議会は、当該基金事業が完了した年度の末日までに当該基金事業の精算を行い、亀山市地域まちづくり交付金基金事業実績報告書（様式第 1 0 号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を審査し、当該基金事業に係る基金の積立金に不用額があったときは、当該報告を行った協議会に対し、期限を定めて、当該不用額に相当する額の返還を命ずるものとする。

(基金の管理)

第 1 5 条 第 1 3 条第 3 項の規定による承認を受けた基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により保管しなければならない。

2 前項の規定による運用から生ずる収益は、基金事業以外に使用してはならない。

(財産処分の制限)

第 1 6 条 協議会は、交付金により取得し、又は効用の増加した財産を、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、用途を廃止し、又は担保に供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 交付金の全部若しくは一部を返還したとき。

(2) 当該財産の耐用年数を経過したとき。

(3) その他市長がやむを得ない理由があると認めるとき。

(見直し)

第 1 7 条 市長は、平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間に、交付金の交付の在り方に関する検証を行い、その結果に基づき必要な見直し

を行うものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

区分	交付金の限度額の算定
均等割額	当該年度の交付金の予算総額(以下単に「総額」という。)に100分の50を乗じ、規則別表左欄に掲げる協議会の数で除して得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
人口割額	総額に100分の50を乗じ、当該年度の前年度の10月1日現在の市の人口(住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。)で除し、同日現在の規則第2条で定める協議会の区域の人口を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

亀山市地域まちづくり交付金交付申請書

亀山市長 様

協議会の所在地

協議会の名称

代表者名 印

年度亀山市地域まちづくり交付金の交付を受けたいので、亀山市地域まちづくり交付金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額		円
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書	

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

亀山市地域まちづくり交付金交付決定通知書

様

亀山市長

年 月 日付けで申請のあった亀山市地域まちづくり交付金の交付について、次のとおり決定したので、亀山市地域まちづくり交付金交付要綱第7条の規定により通知します。

交付決定額	円
交付の条件	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

亀山市地域まちづくり交付金交付請求書

亀山市長 様

協議会の所在地

協議会の名称

代表者名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた
年度亀山市地域まちづくり交付金について、亀山市地域まちづくり
交付金交付要綱第8条の規定により請求します。

請求金額 _____ 円

振込先

金融機関名・支店名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

亀山市地域まちづくり交付金実績報告書

亀山市長 様

協議会の所在地

協議会の名称

代表者名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた
年度亀山市地域まちづくり交付金について、亀山市地域まちづくり
交付金交付要綱第10条の規定により次のとおり実績報告します。

交付決定額	円
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 その他必要資料

様式第5号（第11条関係）

第 号
年 月 日

亀山市地域まちづくり交付金交付確定通知書

様

亀山市長

年 月 日付け 第 号で交付決定した
年度亀山市地域まちづくり交付金について、亀山市地域まちづくり
交付金交付要綱第11条の規定により次のとおり交付金の額を確定
する。

交付確定額	円
交付決定額	円

様式第6号（第13条関係）

年 月 日

亀山市地域まちづくり交付金基金設置申請書

亀山市長 様

協議会の所在地

協議会の名称

代表者名

印

亀山市地域まちづくり交付金交付要綱第13条第2項の規定により基金を設置し、亀山市地域まちづくり交付金を積み立てたいので申請します。

基金の名称	
基金の設置目的	
事業実施時期	
総事業費	
基金設置期間	単年度 ・ 複数年度（ 年度から 年度まで）
基金積立額	年度 円
	年度 円
	年度 円
	合計 円

様式第7号（第13条関係）

第 号
年 月 日

亀山市地域まちづくり交付金基金設置承認書

様

亀山市長

年 月 日付けで申請のあった基金の設置について、次のとおり承認したので、亀山市地域まちづくり交付金交付要綱第13条第3項の規定により通知します。

基金の名称	
基金の設置目的	
基金設置期間	
基金積立承認額	年度 円 年度 円 年度 円 合計 円

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

亀山市地域まちづくり交付金基金変更・中止申請書

亀山市長 様

協議会の所在地

協議会の名称

代表者名 印

年 月 日付け 第 号で承認を受けた基金の
設置について、内容を変更・積立てを中止したいので亀山市地域ま
ちづくり交付金交付要綱第 1 3 条第 4 項において準用する同条第 2
項の規定により申請します。

基金の名称	
変更の内容	(変更前)
	(変更後)
変更・中止の理由	

様式第9号（第13条関係）

第 号
年 月 日

亀山市地域まちづくり交付金基金変更・中止承認書

様

亀山市長

年 月 日付けで申請のあった基金の内容の変更・積立
ての中止について、次のとおり承認したので、亀山市地域まちづく
り交付金交付要綱第13条第4項において準用する同条第3項の規
定により通知します。

基金の名称	
変更の内容	
中止に伴う交付金の返還額	円

様式第10号(第14条関係)

年 月 日

亀山市地域まちづくり交付金基金事業実績報告書

亀山市長 様

協議会の所在地

協議会の名称

代表者名 印

年 月 日付け 第 号で承認を受けた基金に係る基金事業の精算を行ったので、亀山市地域まちづくり交付金交付要綱第10条の規定により次のとおり実績報告します。

基金の名称	
基金の設置目的	
基金の設置期間	
事業実施日	
総事業費	円
基金積立額	円
基金事業精算額	円
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 その他必要資料